

一定の基準を超える開発行為には届出が必要です

御代田町では、自然・生活環境の保全と住民の健康で快適な生活を確保し、住みよい郷土の実現を目的として、平成元年に「御代田町環境保全条例」を施行しました。以降、住民・土地所有者・事業者の皆さまのご協力のもと、条例に基づく届出により自然・生活環境が良好に保たれる中で、御代田町は現在も発展を続けてきています。

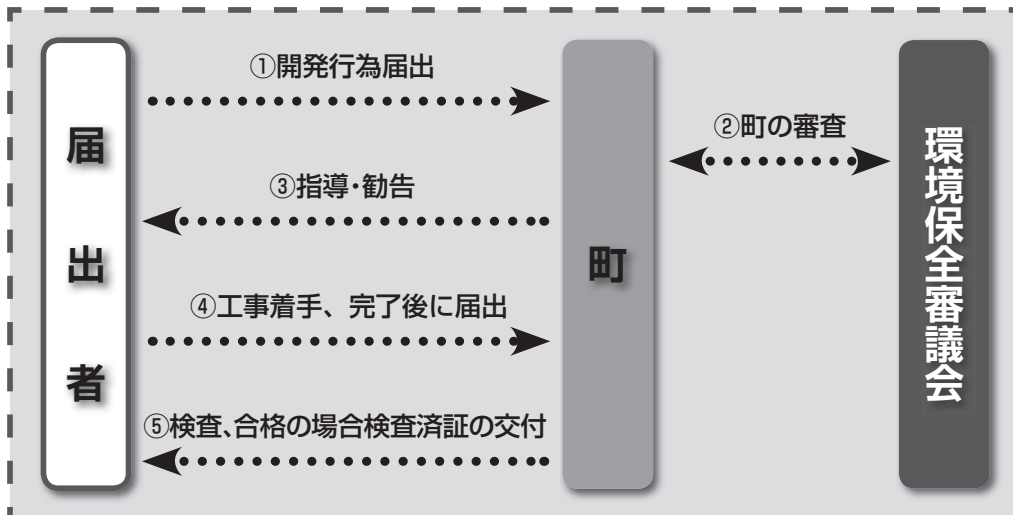
今後も住みよい郷土の実現をめざし、一定の基準を超える開発行為に対しては届出をお願いします。

(1)届出が必要な開発行為(条例第14条第1項、第15条第1項、規則第6条)

種類	届出が必要となる行為
宅地造成 別荘分譲 土地の開墾 区画・形質変更	面積1,000㎡以上の土地が対象 区画変更:境界の変更等で土地の分筆も含む 形質変更:30cmを超える切土、盛土、土木工事により土地の物理的形質の変更 (抜根を伴う樹木の伐採も対象です)
建築物の新築・増築・改築	高さ13m以上または、延べ面積500㎡以上
その他工作物の新築・増築・改築	送水管:長さ30m以上 道路:500m以上 鉄塔:高さ30m以上
土石の採取	面積300㎡又は容積1,500㎡以上

※宅地造成・別荘分譲・土地の開墾は開発する面積の合計面積です。

(2)開発行為の流れ



(3)太陽光発電施設(パネル)の設置に関して

1,000㎡以上の土地への太陽光パネル設置については、現在開発行為届出の対象ではありませんが、(1)に記載の土地の形質変更が伴う場合は届出の対象になります。

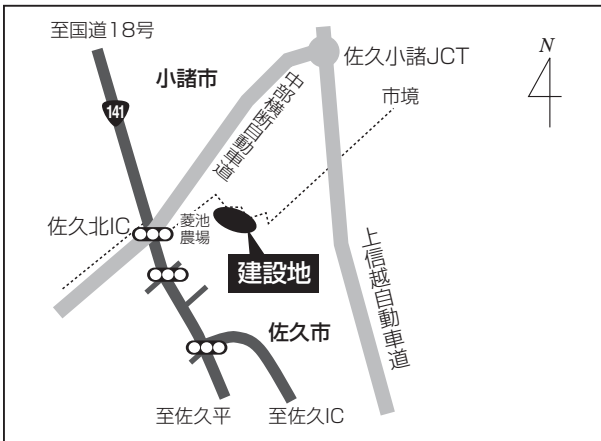


詳しくは、建設課都市計画係までお問い合わせください。
問い合わせ先 内線(39・75)

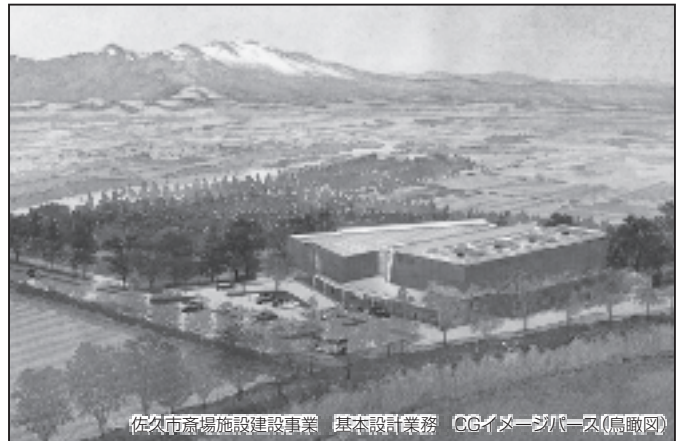
新斎場施設の基本設計が完成しました

佐久市において、平成25年2月より検討を進めて参りました斎場施設事業基本設計が、平成25年10月21日に完成しました。基本設計業務は、技術提案(プロポーザル)方式により、県内外から3件の応募があり、その中から選定された市内設計事務所を含む設計共同体と契約をして検討を進めてきました。また、平成25年8月12日から8月26日まで、基本設計(案)による意見募集を行い、佐久地域にお住まいの方々よりいただいたご意見を検討後、反映させて基本設計をまとめました。

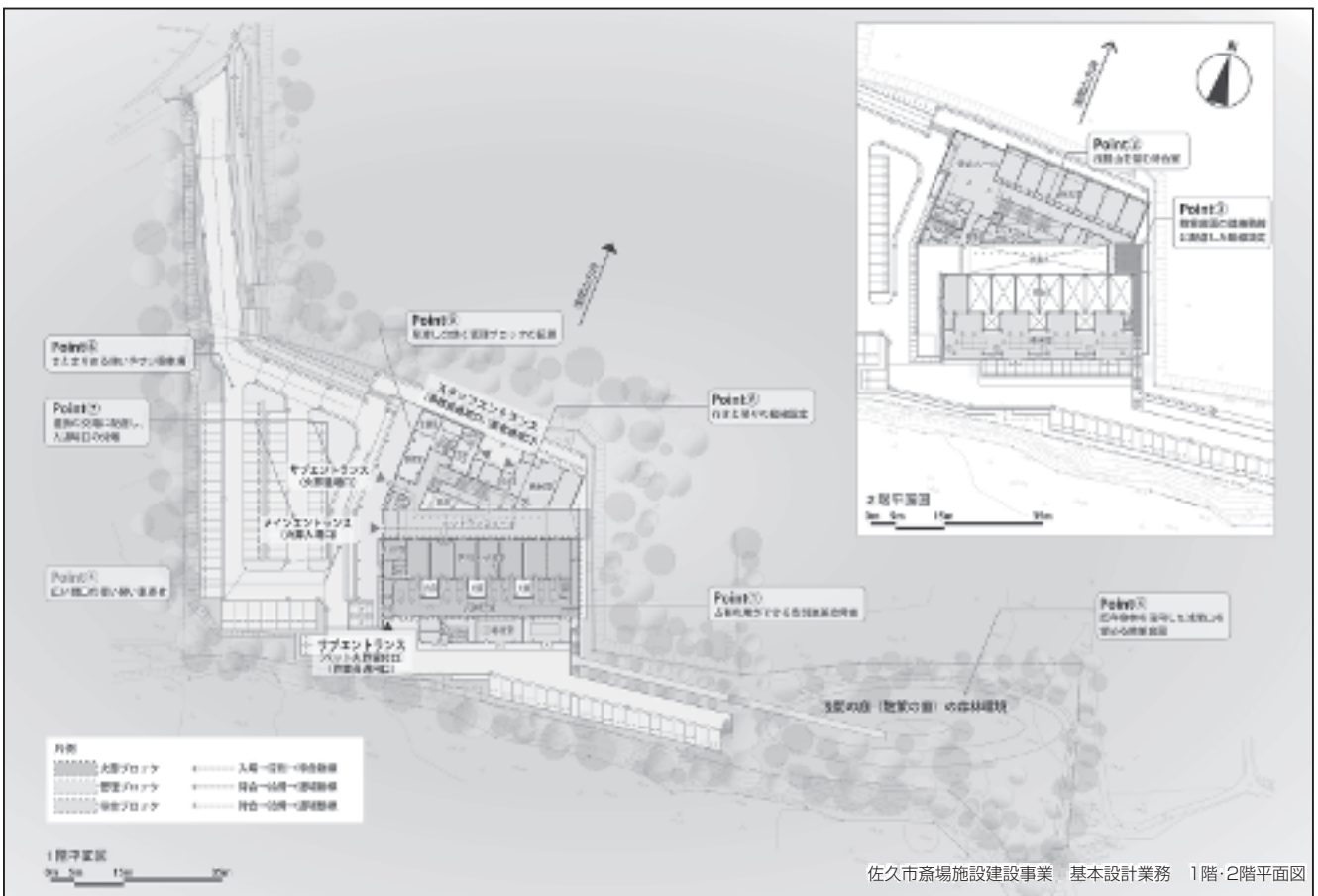
今後は、実施設計をまとめ、平成26年秋頃に工事着手する予定です



【新斎場 位置図】



【新斎場 イメージ鳥瞰図】



【新斎場 基本設計 1階・2階平面図】

■ 問い合わせ先 佐久市役所 斎場整備推進室 0267(62)3924